

山口県報

令和6年
9月27日
(金曜日)

目次

- 規則
山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課).....
- 告示
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定(環境政策課).....
- 保安林指定の解除(秋市)(森林整備課).....
- 保安林の指定(森林整備課).....
- 道路の区域の変更(道路整備課).....
- 公安委公告
契約の締結.....



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年九月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第五十六号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第一号中コをエとし、オからフまでをクからコマまでとし、同号ノ中「ラ」を「ム」に改め、同号中ノをオとし、ネからオまでをナからノまでとし、ツの次

に次のように加える。

ネ 法第五十五条の十第一項の規定に基づき、子どもの進路選択支援事業を実施すること。

附則

この規則は、令和六年十月一日から施行する。



山口県告示第二百七十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和六年九月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 形質変更時要届出区域
周南市開成町四五五の一一の一部及び四五六〇の一部並びに同市臨海町六の一部
 - 二 特定有害物質の種類
クロロエチレン、四塩化炭素、一・二ジクロロエタン、一・一ジクロロエチレン、一・二ジクロロエチレン、一・三ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、一・一・一トリクロロエタン、一・一・二トリクロロエタン、ふっ素及びその化合物、ベンゼン並びにほう素及びその化合物
 - 三 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当
- 周南市臨海町六の一部は、土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

山口県告示第二百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和六年九月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る保安林の所在場所
萩市大字椿東字如意ヶ岳一〇四六八の三〇
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備及び干害の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

山口県告示第二百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和六年九月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林の所在場所
下関市菊川町大字上保木字横尾三六九から三七二まで、字湯谷一〇三八五
美祢市東厚保町川東字上ヶ原一・二・三、一〇四九七、一一九五七
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
下関市菊川町大字上保木字横尾三七〇・三七一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三七二、字湯谷一〇三八五（次の図に示す部分に限る。）
美祢市東厚保町川東字上ヶ原一・二・三、一〇四九七、一一九五七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年九月二十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和六年九月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 油田港線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
大島郡周防大島町大字伊保田字両源 田一〇〇八の一地先から 同郡 同町 同大字字雨振東一 一〇〇九の三地先まで	最狭 三二・九〇	最狭 一一・八	二九〇・三	三〇九・五	



公 告 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和六年九月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量

- 三 放置駐車違反管理システム一式
契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和六年八月二十九日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
N E C キ ャ ビ タ ル ソ リ ュ ー シ ョ ン 株 式 会 社 東 京 都 港 区 港 南 二 丁 目 一 五 番 三 号
- 六 落札金額
九千七百四十八万二千円
- 七 入札公告日
令和六年七月五日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 調達方法
借入れ
 - (三) 落札方式
最低価格

令和六年九月二十七日印刷

発行人所

山口県知事